

松江市ガス事業譲渡先選定委員会条例（令和5年松江市条例第44号）

1 要旨

本市のガス事業を譲渡するに当たり、都市ガス事業を将来にわたって継続・発展させることができる譲渡先事業者を選定するため、松江市ガス事業譲渡先選定委員会を設置するもの。

2 主な内容

(1) 委員会の所掌事務

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- ア 譲渡先の選定基準の策定に関する事項
- イ 譲渡先の資格審査に関する事項
- ウ 譲渡先の提案の審査及び評価に関する事項
- エ 譲渡先の選定に関する事項
- オ その他市長が必要と認める事項

(2) 委員会の組織

委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(3) 委員の解任

諮問に係る調査審議が終了したときは、解任される。

(4) 会長

委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(5) 委員会の庶務

総務部において処理する。

3 施行期日

令和5年12月28日